

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手縄第三種漁業に該当するなまこけた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

## 1 許可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

### （1）漁業種類

なまこけた網漁業

### （2）許可をすべき船舶等の数

9隻

### （3）船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数

### （4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

### （5）操業区域

第1種共同漁業権漁場共第86号区域

### （6）漁業時期

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

### （7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 操業区域とする第1種共同漁業権の行使資格を有する者。

## 2 許可を申請すべき期間

令和7年11月20日（木）午前8時45分から令和7年11月25日（火）午後5時30分まで

## 3 備考

（1）この許可の有効期間は漁業時期の範囲内とする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 使用する漁具の網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあっては50センチメートルにつき105経以下）でなければならない。

イ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

（3）漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手續第三種漁業に該当するなまこけた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

## 1 許可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

### （1）漁業種類

なまこけた網漁業

### （2）許可をすべき船舶等の数

8隻

### （3）船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数

### （4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

### （5）操業区域

第1種共同漁業権漁場共第95号区域及び第86号区域のうち西尾市吉良町と同鳥羽町の境界海岸基標No. 99から170度40分、472メートルの点を中心に100メートル以内の区域

### （6）漁業時期

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

### （7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 操業区域とする第1種共同漁業権漁場共第95号の行使資格を有する者であって、第1種共同漁業権漁場共第86号の漁業権者の承諾を受けた者。

## 2 許可を申請すべき期間

令和7年11月20日（木）午前8時45分から令和7年11月25日（火）午後5時30分まで

## 3 備考

（1）この許可の有効期間は漁業時期の範囲内とする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 使用する漁具の網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあっては50センチメートルにつき105絆以下）でなければならない。

イ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

（3）漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手縄第三種漁業に該当するなまこけた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

## 1 許可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

### （1）漁業種類

なまこけた網漁業

### （2）許可をすべき船舶等の数

8隻

### （3）船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数

### （4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

### （5）操業区域

第1種共同漁業権漁場共第100号区域

### （6）漁業時期

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

### （7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 操業区域とする第1種共同漁業権の行使資格を有する者、又は第1種共同漁業権漁場共第100号の漁業権者の承諾を受けた者。

## 2 許可を申請すべき期間

令和7年11月20日（木）午前8時45分から令和7年11月25日（火）午後5時30分まで

## 3 備考

（1）この許可の有効期間は漁業時期の範囲内とする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 使用する漁具の網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあっては50センチメートルにつき105経以下）でなければならない。

イ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

（3）漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手縄第三種漁業に該当するなまこけた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

## 1 許可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

### （1）漁業種類

なまこけた網漁業

### （2）許可をすべき船舶等の数

16隻

### （3）船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数

### （4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

### （5）操業区域

第1種共同漁業権漁場共第107号区域

### （6）漁業時期

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

### （7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 操業区域とする第1種共同漁業権の行使資格を有する者。

## 2 許可を申請すべき期間

令和7年11月20日（木）午前8時45分から令和7年11月25日（火）午後5時30分まで

## 3 備考

（1）この許可の有効期間は漁業時期の範囲内とする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 使用する漁具の網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあっては50センチメートルにつき105経以下）でなければならない。

イ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

（3）漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。